

千葉市点訳・朗読奉仕員養成事業実施要領

1 目的

視覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に、点訳又は朗読の指導を行うことにより、点訳奉仕員及び朗読奉仕員を養成し、もって視覚障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業の実施方法

事業の実施については、社会福祉法人等（以下「事業実施者」という。）に委託して行うことができる。

3 監督・責任

市長は、事業実施者に対し当該事業が適切かつ効果的に行われるよう指導監督する。

4 養成対象者

養成対象者は、本市に住所を有し視覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者とする。

5 申込みの方法

この事業による講義を希望する者は、点訳奉仕員養成講習受講申込書（様式第1号）又は朗読奉仕員養成講習受講申込書（様式第2号）を事業実施者に提出する。

6 講習内容は、原則としてそれぞれ次のとおりとする。

（1）点訳奉仕員養成講習

- ア 点字図書の知識
- イ 点字法の理論
- ウ 点字の実技
- エ 身体障害者福祉の概要

（2）朗読奉仕員養成講習

- ア 声の図書の知識
- イ 朗読の方法及び実技
- ウ 身体障害者福祉の概要

（3）前（1）（2）に定める講習内容につき対象者がこの事業による講習以前に相当の知識を有すると事業実施者が認めた場合には、講習内容の一部を省略することができる。

7 講習方法

（1）講習方法は、原則として面接講習によることとし、期日、会場及び講師については事業実施者が決定し市長に報告する。

（2）点訳奉仕員養成講習にあつては、前（1）に定める面接講習により難しい場合、通信講習により行うことができる。なお、通信講習により行う場合はおおむね次のとおりである。

- ア 対象者が勤務等の都合により面接講習を受けられない場合
- イ 対象者が10名以下で通信講習によることが効率的であると事業実施者が認め、かつ、対象者の多数が承諾した場合

8 点訳奉仕員及び朗読奉仕員の登録

- (1) 事業実施者は、この事業による講習をおおむね7割以上受講したもので、点訳奉仕員又は朗読奉仕員として知識を習得したと認められる者の中より特に活発な奉仕員活動を期待できると判断した者を本人の同意を得て、点訳奉仕員登録簿（様式第3号）又は朗読奉仕員登録簿（様式第4号）により登録する。
- (2) 前（1）により登録された者を点訳奉仕員又は朗読奉仕員とし、その者は居住地を変更した場合又は本人の都合により点訳・朗読の奉仕活動を取りやめた場合は、事業実施者に連絡する。

9 点訳奉仕員及び朗読奉仕員の協力

- (1) 点訳奉仕員及び朗読奉仕員は、市長等から奉仕活動の要請を受けた場合は積極的に協力する。
- (2) 点字図書及び声の図書の選定にあたっては市長等の意向を十分考慮し、これを重点に点訳及び朗読する。

10 留意事項

- (1) 点訳奉仕員及び朗読奉仕員は、奉仕活動を行うにあたっては、個人の人格を尊重し、活動を通じて知り得た個人の秘密は守らなければならない。
- (2) 事業実施者は、点訳奉仕員及び朗読奉仕員の資質向上に努める。

11 実績報告

事業実施者は、この事業の終了後又は翌年度4月10日までのいずれか早い日までに、市長に事業実績報告書を提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号

点訳奉仕員養成講習受講申込書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申込者 住 所
氏 名
生年月日
電 話

印

点訳奉仕員養成講習会を受講したいので申し込みます。

様式第2号

朗読奉仕員養成講習受講申込書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申込者	住	所	
	氏	名	印
	生	年月日	
	電	話	

朗読奉仕員養成講習会を受講したいので申し込みます。

